

介護保険事業者指定審査手続に係るQ&A

平成27年12月

(平成29年3月改正)

目 次

1 新規指定に係る手続き全般について

- (問1) 新規指定の申請手続について知りたい。
- (問2) 事業所を開設する場合、手続の流れはどのようになるか。
- (問3) 申請書を提出してから指定を受けるまで、どのくらいの期間がかかるのか。
- (問4) 現地確認では、どのようなことを確認されるのか。
- (問5) 事前相談を申請者以外の者が行うことは可能か。
- (問6) ホームページで示されている参考様式について、申請者が、別途作成し、提出しても構わないか。
- (問7) 必要に応じて、既に指定又は許可を受けている事業所又は施設に対する実地指導を行う場合とはどういう時か。

2 人員配置について

- (問8) 介護サービス等を提供する事業所における実務経験者の割合を、事務職を除く従業者の「3割以上」としている理由は。
- (問9) 生活相談員の実務経験について
生活相談員の要件としている2年以上の実務経験は、要綱8条の基準に列挙されている資格者としての実務経験が必要か？
- (問10) 適正な事業運営を行うために必要な人員を確保するとともに、「同一の者が3種類を超える職務を兼務しないこと。」とあるが、次の場合、兼務を認められないか。
 - ① 同一敷地内の4以上の事業所の管理者の兼務
 - ② 管理者以外の職種を含む4以上の兼務
- (問11) サービス付き高齢者向け住宅（以下「サ高住」）の従業員が、併設の介護サービス事業所の従業員を兼務し、サ高住の入居者に対して、介護サービスを提供することは可能か。
また、併設の介護サービス事業所の従業員が、介護サービス提供時間外に、サ高住の入居者に対して、「見守りサービス等（介護保険外）」

を提供することは可能か。

3 施設基準について

(問12) 事務室の面積は、「介護サービスの事業者指定等に係る審査手続に関する要綱」において、7.4㎡以上と規定されている。次の場合も7.4㎡以上の事務室が必要か。

① (介護予防)福祉用具貸与・販売の4事業

② ①以外の介護保険事業所を複数併設する場合

(問13) 現地確認において、事務室や食堂兼機能訓練室等の面積はどのように確認するか。

(問14) 2階以上でも事業所指定を受けられるか。

(問15) 介護保険事業所と同一建物に、サ高住等介護保険外の事業所(以下「施設等」)を併設できるか。

(問16) 住宅に介護保険事業所を併設できるか。

(問17) サ高住等と介護保険事業所とが設備を共用できるか。

1 新規指定に係る手続き全般について

(問1) 新規指定の申請手続きについて知りたい。

(回答)

- 府のホームページに、「介護保険事業者の指定審査手続きについて」を掲載し、申請手続きを案内しています。

京都府のトップページ

↳ 健康・福祉・人権

↳ 福祉・高齢者・障害者

↳ 介護保険サービス・障害福祉サービス事業者に関する情報

↳ 介護保険事業者の指定審査手続きについて

[必要な書類の様式](#)も掲載しているので、活用してください。なお審査にあたり追加の書類をお願いすることもあります。

- 「介護保険事業者の指定審査手続きについて」以外に、「[介護サービスの事業者指定等に係る審査手続に関する要綱](#)」（以下「要綱」）、「[介護サービスの事業者指定に係る審査手続に関する要領](#)」等についても、内容を確認してください。

(問2) 事業所を開設する場合、手続の流れはどのようになるか。

(回答)

(1) 図面協議

- ① 事業所を開設されるに当たり、まずは、図面協議が必要となります。開設を予定されている事業所の平面図を御持参ください。
なお、各サービスごとに設備基準が設けられています。また、設備（事務室、食堂兼機能訓練室等）によっては、面積要件があるものもありますので、寸法入りの平面図を御持参ください。
- ② 新築や改修工事が必要な場合は、必ず、着工前に、設備基準や面積要件を満たしているかについて、図面協議を行ってください。

③ 図面協議の段階で、都市計画法による用途地域の確認を行いますので、事前に、管轄の土木事務所等で確認を行ってください。

なお、図面協議や用途地域の確認の結果、事業所を開設できない場合がありますので、土地・建物の契約をされる場合は、注意してください。

(2) 事前相談

図面協議を経て、人員体制を含む事業計画が固まった段階で事前相談票を提出してください。

(3) 本申請

相談で示された計画が適当であると判断された時点で、連絡しますので、申請書を提出してください。

なお、本申請の審査手続きの一つとして、現地確認を行います。新築や改修工事が伴う場合は、それが完了しない限り、現地確認は行いません。

(問3) 申請書を提出してから指定を受けるまで、どのくらいの期間がかかるのか。

(回答)

- 申請書提出の前に、図面協議、事前相談が必要です。指定を受けるまでに要する期間は、申請書提出の前に行う、図面協議及び事前相談に要する処理期間と、本申請の審査手続きに要する標準処理期間です。
- 審査手続きに必要な標準処理期間は、申請書が提出されてから2か月となります。ただし、この期間に、記載漏れ、添付書類の不備による差し替え等に要する期間は含まれません。また、申請書提出前の図面協議や事前相談、建物工事期間も、処理期間に含まれません。
- 審査の結果、[要綱](#)第8条第1項各号に該当する場合、指定できません（「不指定」処分）。

(問4) 現地確認では、どのようなことを確認されるのか。

(回答)

- 設備基準、人員基準を満たしているか確認を行います。設備基準では、

面積要件があるものは、実測を行います。また、人員基準では、全従業員の方の面談を行います。面談に当たっては、申請書に添付いただいた資格証の原本、本人確認が出来る書類（運転免許証、パスポート、保険証等）を準備ください。

更に、各種マニュアル（マニュアルについては、問1にありますように府ホームページで確認ください。）や、開設後、実際に使用される書類（計画、モニタリング、サービス提供の記録、ヒヤリハットや苦情、事故の記録等）の確認も行います。

(問5) 事前相談を申請者以外の者が行うことは可能か。

(回答)

- 図面協議や事前相談においては、申請者以外の者が相談や資料の提出をすることは可能です。しかし、どのような介護サービス事業を行われるのかについて、事業計画や事業運営等を確認する必要があります。当該事項は、申請者が、直接、説明すべき内容であり、また、説明に対する質問事項によっては、申請者以外では、回答できない場合も考えられますので、開設計画の責任者又は管理者も同席してください。

事前相談を終了し、本申請以降においては、必ず、申請者又は管理者が責任を持って届け出等を行ってください。

なお、社会保険労務士法により、社会保険労務士又は行政書士（昭和55年9月1日時点で行政書士会に入会していた行政書士に限る。）が介護保険法に基づいて申請書等を作成したり、その提出に関する手続きを代わってすることを業として行うことが可能とされています。

(問6) ホームページで示されている参考様式について、申請者が、別途作成し、提出しても構わないか。

(回答)

- 参考様式以外の書類であっても、必要な内容が盛りこまれ、支障ないと判断できれば、受理します。

(問7) 必要に応じて、既に指定又は許可を受けている事業所又は施設に対する実地指導を行う場合とはどういう時か。

(回答)

- 京都市を除く京都府内に既事業所がある場合、原則として2年以内に実地指導を受けていることが必要です。

直近の実地指導から2年を経過している場合は、改めて実地指導を受けた上で結果通知の写しを添付する必要があります。実地指導を受け結果通知を得られるように、既事業所を[管轄する保健所](#)に相談してください。

なお、実地指導において文書指摘を受けている場合は、申請時まで改善されている必要があります。

また、2年以内に実地指導が実施されていても、過去からの経過により、実地指導を行う場合があります。

2 人員配置について

(問8) 介護サービス等を提供する事業所における実務経験者の割合を、事務職を除く従業者の「3割以上」としている理由は。

(回答)

○ 超高齢社会を控え、介護職員の需要が急速に高まることを踏まえ、最低限度の質を担保する必要があります。

特養施設で、1ユニットに最低1人以上を配置することや、訪問介護であれば、必ず、最低基準の2.5名に1人以上は不可欠であることをふまえ、実務経験者の割合を従業者の「3割以上」としています。

質を担保する趣旨から、開設後も遵守していただく必要があります。

(問9) 生活相談員の実務経験について

生活相談員の要件としている2年以上の実務経験は、[要綱](#)8条の基準に列挙されている資格者としての実務経験が必要か？

■要綱第8条第1項

(イ) 生活相談員は、次のいずれかに該当する者であって、介護サービス、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する事業所において、実務経験として、常勤の場合はおおむね2年以上、非常勤の場合は勤務日数がおおむね400日以上の職歴を有する者であること。

- a 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者
- b 介護支援専門員
- c 介護福祉士

(回答)

○ 資格者としての実務経験ではなく、介護サービス、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する事業所において、直接処遇（介護や医療等の資格なしでの従事でも可）の実務経験が2年以上あれば差し支えありません。管理者、サービス提供責任者及び計画作成担当者も同様です。

(問10) 適正な事業運営を行うために必要な人員を確保するとともに、「同一の者が3種類を超える職務を兼務しないこと。」とあるが、次の場合、兼務を認められないか。

- ① 同一敷地内の4以上の事業所の管理者の兼務
- ② 管理者以外の職種を含む4以上の兼務

(回答)

- ① 「管理者」という職務は、1種類とカウントし、各々の管理業務に支障がない限り、4事業所の管理者を兼務することを認める場合もあります。審査にあたり、管理者自身の経験や能力及び各事業所における人員体制等を確認の上、個別に判断します。
- ② 管理者以外の職種では、4以上の職種を兼務することは、認められません。なお、「介護」と一体的に運営される「介護予防」及び「現行の介護予防に相当する介護予防・日常支援総合事業サービス」の同一職種については、併せて1職種とカウントします。

(問11) サービス付き高齢者向け住宅（以下「サ高住」）の従業員が、併設の介護サービス事業所の従業員を兼務し、サ高住の入居者に対して、介護サービスを提供することは可能か。

また、併設の介護サービス事業所の従業員が、介護サービス提供時間外に、サ高住の入居者に対して、「見守りサービス等（介護保険外）」を提供することは可能か。

(回答)

- サ高住の従業員が、併設の介護サービス事業所の従業員を兼務することは可能ですが、それぞれの従事時間が重複しないよう明確に区分する必要があります。出勤簿や勤務表で、それぞれの従事時間帯を確認できるようにして下さい。なお、この場合、合計の従事時間が常勤職員並みであっても、それぞれの事業所においては非常勤職員の扱いとなります。

また、夜間緊急に訪問介護サービスが必要になったとしても、サ高住の夜勤職員が、当該時間帯だけ訪問介護員に職種替えし訪問介護サービスを提供することは認められません。夜勤職員が対応する場合は、サ高住によ

るサービス提供となり、介護保険外サービスです。

- サ高住の囲い込みや過剰な保険給付は禁止されています。サ高住の入居者が自由に必要な介護サービスのみを選択できるようにし、サ高住の従業員が、同住宅に併設の介護サービス事業所のサービスに誘導することがないようにしてください。

3 施設基準について

(問 1 2) 事務室の面積は、「介護サービスの事業者指定等に係る審査手続に関する要綱」において、7.4㎡以上と規定されている。次の場合も7.4㎡以上の事務室が必要か。

- ① (介護予防) 福祉用具貸与・販売の4事業
- ② ①以外の介護保険事業所を複数併設する場合

(回答)

○ 要綱第8条(1)カの(ア)において、「事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画の事務室等の設置が必要とされる面積は、原則として7.4平方メートル以上を標準とすること。」としています。

この規定は、国の解釈通知の「事業運営を行うために必要な面積」について、社会通念上、事業所の事務室として4畳半程度の広さを確保する必要があるとして、府の独自基準として具体的に定めています。

なお、相談室については、事務室面積に含めません。

<介護及び介護予防の2事業の組み合わせや福祉用具4事業>

同一敷地内で一体的に運営する場合は、事務室面積が原則として7.4㎡以上であれば認められます。

<その他の事業所>

その他の事業所については、日常的に事務室において記録等を行うことになるため、原則として7.4㎡以上の事務室が必要です。また、これらの事業所を併設する場合は、各事業所の事務室について、原則として7.4㎡以上の面積を有していることが必要です。

(問 1 3) 現地確認において、事務室や食堂兼機能訓練室等の面積はどのように確認するか。

(回答)

- 図面は通常、壁の中心から中心までの壁芯面積で表示されていますが、現地においては、壁の内側から内側までの有効面積（内法面積）を測り、確認します。手すりが壁に設置されている場合は手すりの内側から計測します。なお、その際、固定した物品等で利用できない部分など、有効面積から除外することがあります。

＜除外する例＞

- ・ 通常、移動させないロッカー、棚類、テレビ台
- ・ 洗面設備

＜除外しない例＞

- ・ 通所介護事業所等での機能訓練等に使用するマシン類

(問 1 4) 2階以上でも事業所指定を受けられるか。

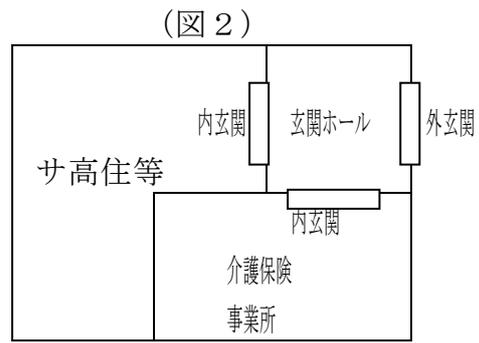
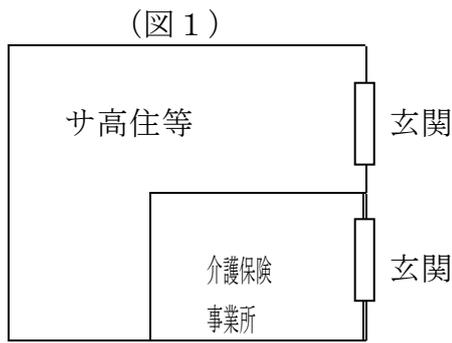
(回答)

- 通所系事業所を2階以上で開設する場合、階段の昇降が困難な利用者が安全に利用できるよう、エレベーター等を必ず設置してください。
- 訪問系事業所（居宅介護支援を含む。）においても、相談室への訪問等に適切に対応できる手段を考慮する必要があります。

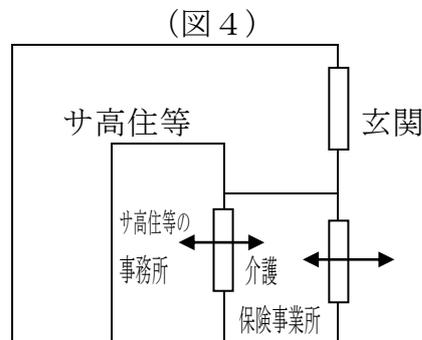
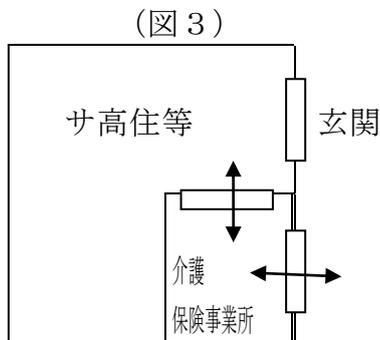
(問 1 5) 介護保険事業所と同一建物に、サ高住等介護保険外の事業所（以下「サ高住等」）を併設できるか。

(回答)

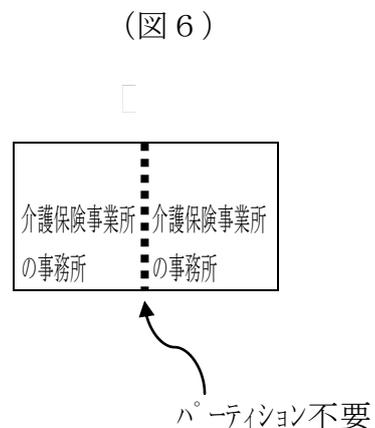
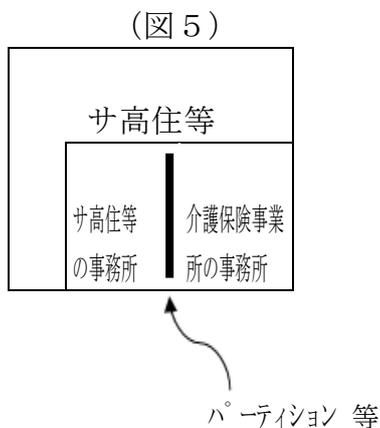
- サ高住等と同一建物に介護保険事業所を併設する場合は、それぞれの専用の区画を明確にする必要があります。
そして、出入口も（図 1）のように、それぞれの専用区画に直接出入りできるように設けてください。
- やむを得ず、外への玄関を別々に設けることができない場合は、（図 2）のように玄関ホール・廊下等を屋外に準じた共用スペースとし、その共用スペースから、各専用の区画に出入りできる内玄関を設けてください。（図 2）



- 内部で行き来できる出入口を設けることは、可能です。
(図 3、図 4)



- 介護保険事業所とサ高住等の事務所をやむを得ず同室に併設する場合は、パーティション等で明確に区分してください。(図 5)
- 介護保険事業所を複数併設する場合については、各事務室の区画を明確に区分することにより、共通の出入口の同室内に併設することも可能です。(図 6)



(問 1 6) 住宅に介護保険事業所を併設できるか。

(回答)

- プライバシー保護及び衛生管理から望ましくありません。やむを得ず住宅に事業所を併設する場合は、要介護者のプライバシーを保護するため、事業用と住宅用の区画を明確に区分してください。プライバシー保護が困難な場合など、サービス提供に支障がある場合は、設備基準を充足せず、指定できません。

出入口（玄関）も、別々にすることが望ましいが、やむを得ず、外への玄関を別々にすることができない場合は、問 1 5（図 2）により、屋外に準じた共用スペース及び各専用区画を明確に区分してください。

(問 1 7) サ高住等と介護保険事業所とが設備を共用できるか。

(回答)

- 介護保険事業に必要な設備は、いずれも専用でなければなりません。